

第22期第29回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月13日（木） 14時00分から14時30分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「桜」
- 3 出席委員 木下清、間可恵善、畠中悠、小笠原利幸、前田嘉広、浦尻和伸、
蔭山純由、中澤芳江、石田実、川竹佳子、柴田孝夫（計11名）
- 欠席委員 澄本健也、益本俊郎
- 署名委員 間可恵善、川竹佳子
- 県出席者 水産振興部 濱田部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、占部主幹、渡邊主査、濱口主事、岡内技師
- 4 審議事項
- 第1号議案 令和6管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について
- 第2号議案 野見湾及び須崎湾周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る委員会指示について
- 5 報告事項
- 令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について
- 6 議事内容
- 飯田事務局長 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第29回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
まず、本年度最初の会ということで、4月1日付けの県の人事異動についてご報告いたします。
前任の部長の松村が転出しまして、後任に、濱田が部長に着任しております。
- 濱田部長 濱田部長：濱田です。よろしくお願ひします。
- 飯田事務局長 また、高橋主幹、坂本主事が転出いたしまして、濱口主事、岡内技師が着任しております。
- 濱田主事 濱口です。よろしくお願ひします。
- 岡内技師 岡内です。よろしくお願ひします。
- 飯田事務局長 次に、本日、配布させていただいている資料がございます。
まず、全国海区漁業調整委員会連合会の会報をお配りしていますので、
後日ご覧になってください。

また、資料3「令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」をお配りしています。報告事項で使用しますのでよろしくお願ひします。

それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は11名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

濱田部長

みなさん、こんにちは。水産振興部部長の濱田でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の委員会は、議案が2件と報告事項1件でございます。

第1号議案の「令和6管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」は、まさば及びごまさばの管理年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとなっており、今回は令和6管理年度における漁獲可能量についてお諮りするものでございます。

第2号議案の「野見湾及び須崎湾海域におけるちゃんばら又はちょうどうらの採捕に係る委員会指示について」は、委員会指示の有効期間が、本年8月31日までとなっておりますので、引き続き、9月1日以降の3年間委員会指示を継続することについて、お諮りするものでございます。

報告事項の「令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」は、昨年度の漁獲実績を踏まえて、国から追加配分があり、令和6管理年度の漁獲可能量を変更した結果について、ご報告するものでございます。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願ひします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶いたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、澳本委員、益本委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、問可委員と、川竹委員にお願いします。

それでは議題に入ります。第1号議案、「令和6管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」を議題といたします。

岡内技師

事務局からの説明を求めます。

それでは、第1号議案「令和6管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」ご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

6高漁管第219号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和6年6月5日。高知県知事濱田省司。

まず、TAC制度についてご説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。

TAC制度とは、水産資源を持続的に利用するために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろ、かたくちいわし、うるめいわしの10魚種となっています。続いて、方針変更、決定の流れについて説明いたします。

資料左側の「①基本方針の策定」にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しておられます大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料右側の「②県資源管理方針の策定」になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで国に申請し、承認を経て、漁獲可能量が決定します。

資料の4ページをお願いいたします。資料4ページにありますとおり、令和6管理年度に、本県に割り当てられた漁獲可能量は現行水準ですので、まさば及びごまさば太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。なお、本資料の表中3列目には「基本シェア」とは、令和2年から令和4年までの農林水産統計のデータもしくはTAC報告データを用いて、全国の漁獲実績に対する各都道府県の比率を年ごとに算出し、その3カ年平均をとったものです。

また、同表4列目の現行水準の場合の目安数量は、令和6管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量に、本県の基本シェアである1.65%を乗じたものです。ただし、これはあくまで目安数量であり、これを超えたからといって採捕停止命令が発動される、直ちに罰せられるというものではなく、大幅に超えるような場合には指導を行うとされておりま

す。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、農林水産大臣から通知がありましたとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。告示文については、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合には、事務局に一任していただきますよう、お願ひいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

木下委員

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

柴田委員

高知県の去年の水揚げはどれくらいですか。

西山副部長

6ページに令和4年度までの水揚数量がでております。令和5年度につきましては、5月の末に農林統計の速報値がでてありますと、高知県は3,100トンとなっております。

木下会長

他にございませんか。ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案、「令和6管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」は、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長

続きまして、第2号議案、「野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る委員会指示についてご説明いたします。資料2をお願いします。

この委員会指示は、野見湾及び須崎湾の周辺海域における「ちゃんばら」

又は「ちようたろう」の資源管理のため、平成27年9月から発動しており、令和3年9月から3年間として発動した指示の有効期間が今年の8月末をもって満了するため、更新しようとするものです。

まず、1ページ目をお願いします。

ここには、今回発動しようとする委員会指示の案を載せております。指示の内容は基本的には変わっておりませんが、概要を説明しますと、「2」にありますとおり、野見湾及び須崎湾の周辺海域において「ちゃんばら」又は「ちようたろう」の採捕を禁止します。ただし、試験研究のために採捕する者と、委員会の承認を受けた者に関しては採捕を認めることとしております。

委員会の承認を受けることができる者とは、資料6ページにございます事務取扱要領の1「承認の対象」に書いてありますとおり、高知県漁協久通支所、大谷漁協、野見漁協、須崎釣漁協、錦浦漁協及び須崎町漁協のいずれかの組合員であって、「ちゃんばら」又は「ちようたろう」を対象とする漁業を営む者で、所属漁協が適当と認めた者としております。

なお、制限を設ける区域は、資料14ページに載せていますとおり、これら6漁協がそれぞれ免許を受けている第一種共同漁業権の範囲内としております。

続きまして、現行の指示内容から変更となる点をご説明しますので、資料の4ページをご覧ください。

資料4ページには、新旧対照表を記載しております、左が今回発動しようとする指示の内容、右が現行の委員会指示の内容です。今回発動しようとする委員会指示では、指示番号、指示日、公告日、委員会の会長名、制限区域、有効期間を変更することとしています。制限区域につきましては、昨年行われた漁業権の一斉更新にあわせて、区域の表現を一部変更しておりますが、漁場計画にあわせて軽微な文言の修正をしただけで、区域を変更したわけではありません。なお、有効期間につきましては、現在の指示同様、3年間とします。

なお6ページ目から13ページ目にこの委員会指示の採捕の承認に関する事務取扱要領案を示しております。

続いて、15ページをお願いします。

資料中「表1」には、野見湾及び須崎湾の周辺海域における「ちゃんばら」及び「ちようたろう」の水揚げ実績の推移を示しており、その下の「図1～4」には、種類別の水揚げ量と水揚げ金額の推移をグラフで示しています。

図1、図2の水揚げ量の推移をみると、「ちゃんばら」は、令和元年から減少傾向にあるものの、令和4年は前年と比べると少し増加しています。一方、「ちようたろう」は平成30年に激減し、それ以降少しづつ増

加傾向にはあるものの、依然として低い水準で推移しています。

図3、図4の水揚金額についても水揚げ量と同様の傾向がみられ、ピーク時の平成28年には「ちゃんばら」と「ちょうたろう」あわせて800万円以上の水揚げがありましたが、近年で最も少ない令和2年には220万円まで減少しています。

このように、「ちゃんばら」と「ちょうたろう」の資源状況は決して安定的なものではありませんので、今後も当海域における「ちゃんばら」と「ちょうたろう」の採捕に関する制限を継続することは、資源管理上非常に重要であると考えられます。

事務局からの説明は以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

柴田委員

これはボンベは使わない素潜りですか。

木村次長

柴田委員のご指摘のとおり、素潜りで承認しています。7ページをお願いします。8承認の条件の(3)に潜水機(簡易潜水器を含む)を使用してちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならないと条件を付けていますので、素潜りの採捕となっています。

木下委員

他にございませんか。

石田委員

16ページ、17ページの説明が特にありませんでしたが、殻長制限や海域の図がありますが、何か補足はありますでしょうか。

木村次長

要望書につきましては、共同漁業権を管理している野見漁協から須崎町漁協までの6漁協からの要望書となっておりまして漁業調整上の問題はないと確認しております。また、殻長制限であったりということも地元でルールを守っていただいておりますし、さらにちゃんばらについては委員会指示を受けて、一人当たり15キログラムという制限を行っている。地元の方たちでもちゃんと管理していると認識しており、こういったことを受けて委員会指示を発動しております。

石田委員

よくわかりました。ありがとうございます。

浦尻委員

要望なんんですけど、せっかく6漁協の共同漁業権の中でやっているのと、北海道のほたてのように放流して資源管理していくともっと所得も上

がっていくのではないか。確かちゃんばらは冬場に産卵していると思う。それであれば放流もできるわけですね。漁業者が減る中で収益を上げるのであれば、地域の資源を守る形で管理できるともっと良いと思う。

木村次長

産卵期については、ちょうど5月から9月、ちゃんばらは5月から8月となっています。放流に関して、ちゃんばらについては、放流はしていませんが漁獲量を制限をしている。また、ちょうど9月については、九州で種を手に入れられるということで、ここ3年間くらい種苗放流を地元でしていただいている。しっかり資源管理をしながら漁獲をあげていくということを地元でルールも作りやっていると思っています。また、技術的な面で県が色々助言できる部分は助言して、うまく資源管理、そして漁業者の収入が増えるようにしていきたいと考えています。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうど9月の採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案のとおり委員会指示を発動します。

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「令和6管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更」について事務局の説明を求めます。

渡邊主査

それでは、報告事項 令和6管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更についてご説明いたします。資料3をお願いします。

国からの追加配分等による漁獲可能量の変更については、事務的に変更し、その後直近の委員会で報告を行うことで、事前承認をいただいておりました。

今回は、令和6年3月18日に開催されました第22期第28回高知海区漁業調整委員会において定めた令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について、国からの通知に基づき漁獲可能量を変更いたしましたので、これを報告させていただくものです。

それでは、資料3ページをお願いします。

今回は、国からの追加配分があったことから数量を変更するもので、資料3ページのとおり5月31日付けで国からの通知がありました。

資料の表中左側、特定水産資源の項目をご覧下さい。こちらには「くろまぐろ不等量交換」と「くろまぐろ追加配分」とありますが、このうち不等量交換について説明いたします。不等量交換とは、令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置で、本県への配分数量のうち、希望する小型魚の数量に1.4を乗じた数量を、大型魚の数量に振り替えることができるというものです。

続いて、資料4ページをお願いします。資料4ページには、高知県資源管理方針の一部抜粋を付けています。

高知県資源管理方針では、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準が定められており、不等量交換については「令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。」とされています。今回も、当該方針に従い、県内漁業協同組合、定置網漁業者に意見照会を行いましたが、漁船漁業、定置漁業のいずれも、漁業者間での合意が整いませんでしたので、「要望なし」として国に回答しました。

資料3ページをお願いします。

そのため、今回は、不等量交換における知事管理漁獲可能量の変更はありません。

続いて、追加配分による漁獲可能量の変更について説明します。小型魚の漁獲可能量については、資料の表中「変更前」に記載のとおり、当初配分の75.5トンから、96.8トンに変更となり、21.3トンの追加配分がありました。また、大型魚の漁獲可能量については16.8トンから17.7トンに変更となり、0.9トンの追加配分がありました。

今回、大型魚の追加配分量が0.9トンと例年に比べて少ないですが、これは、令和5管理年度の漁獲実績が、同年の漁獲可能量を超過しており、前年度からの繰り越し及び消化率メリットを受けられなかったためです。

それでは、資料4ページをお願いします。

資料4ページの表は、管理区分別の配分割合を示しており、上が小型魚、下が大型魚になっております。今回は、国から追加で配分された数量を、当該方針に基づき、すべての管理区分に配分しております。

続いて、資料5ページ、6ページをお願いいたします。

資料5ページと6ページは、国からの追加配分を、先ほどの資源管理方針に基づいて配分するための計算に用いた表で、資料5ページが小型魚、6ページが大型魚となっております。

資料6ページをご覧ください。資料6ページの表中、左側のaが当初配

分時の漁獲可能量、右側の a+b とあるのが、今回の追加配分により変更した後の漁獲可能量です。

大型魚の漁船漁業においては、資料左下の枠内にあるとおり、4月から6月の当初配分である 0.7 トンの漁獲可能量に対して、1.138 トンの漁獲があったため、4月4日から6月30日までの間、採捕停止命令を発令しております。

今回の追加配分の結果、4月から6月の漁獲可能量が 0.7 トンから 0.743 トンに増加しておりますが、実際の漁獲量がこれを超えているため、表上の枠内に記載のとおり、1.138 トンで告示し、採捕停止命令は継続します。

また、4月～6月の超過数量を、7月～9月、10月～12月、1月～3月の追加配分後の漁獲可能量から差し引いた結果は、資料右下の枠内に記載のとおりで、7月～9月、10月～12月の漁獲可能量は 0t となっています。

4月～6月について、実際の漁獲量で告示をする理由は、翌管理期間以降の漁獲可能量について、超過数量を差し引いた数量とし、各管理期間の合計を追加配分後の合計と一致させるためです。

資料2ページに戻っていただき、新旧対照表をご覧ください。左側が変更後、右側が変更前の告示となっており、先ほどの資料5ページ、6ページで計算した追加配分後の数量を左側に記載しております。小型魚については、2くろまぐろに記載のとおり、68.0 トンから 89.3 トンに、大型魚については中段に行きまして、3くろまぐろに記載のとおり、15.2 トンから 16.1 トンに変更となっております。

なお、資料3ページの国からの通知文にある数量については、県内での留保分を含む数量であるため、こちらの知事管理漁獲可能量とは異なっております。

ただいまの変更点については、資料1ページのとおり告示しています。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

木下会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

高知県はくろまぐろを定置枠と釣り枠に分けました。ただ、日本全国で一番高知県が採捕停止命令が出ているのではないか。最近は漁師も慣れてきたけれども定置も釣りも中々しんどい。それで県として国に対して停止命令が過去これくらい出てますとか、もう少し増やせるように高知県がどのような努力をしているのかを聞きたい。

木村次長

浦尻委員がおっしゃるとおり採捕停止命令はよく出ております。特に定置、漁船の大型魚がよく出ております。そういうことも踏まえて県では適宜国に追加配分を要望しております。昨年度ですと小型魚で1.2トン、大型魚で3.3トンの譲り受けを受けております。ただ、漁獲の波がありまして、小型魚を1.2トン譲り受けたものの、漁船漁業が全然穫れなくて17トンも余らせたということが昨年ございます。あまり余らせるとペナルティがありますので、その点をうまくやっていかなければいけないということがございます。引き続き様子を見ながら要望していくこととしています。

また、大きな話で言いますと、漁業者の方は資源回復を実感されていると思いますけど、資源評価でも増えています。増枠も要望できそうになっているということで、7月に日本、韓国、台湾、アメリカとかで組織しますWCPFCの北小委員会で一定議論して、12月にフィジーで行われるWCPFCで増枠を要望していきたいということを国から伺っています。具体的には小型魚であれば5%から20%の増枠であったり、大型魚であれば50%から100%の増枠がいけるんじゃないかというお話をいただいています。漁業現場ではかなり釣れていますので、それで採捕停止命令がかからないようにというのは全国的に要望がありますので、高知県も一緒になって国に頑張っていただくということでお願いしております。

国内の枠から高知に多く譲り受けるという部分、国内の枠を増やしていただくよう働きかけていく部分、この2点で頑張っていきたいと思います。

浦尻委員

国は国際会議で頑張っています。資源が回復したので日本にできるだけ多くの枠をもってくる。あとは全国で余っているところも結構あるんで、採捕停止命令が多くてているところは多くもらうというような努力をしてもらわないと。高知県の漁民のために県ももう少し努力してもらいたい。

木村次長

引き続き、国と協議しながら高知県漁業者にプラスとなるように取りくんでいきたいと思います。

木下会長

他にございませんか。ないようでございますので、報告事項について終わります。

以上で第29回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

本書は、第 22 期第 29 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議長 木下 清

議事録署名委員 間可恵善

議事録署名委員 川竹佳子

第22期第29回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時 令和6年6月13日（木）14時から

場 所 高知共済会館 3階 「桜」
(高知市本町5丁目3-20)

1 開会

2 あいさつ

3 欠席委員の報告

4 議事録署名委員の指名

5 議案審議

第1号議案 令和6管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定
について

第2号議案 野見湾及び須崎湾海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採
捕に係る委員会指示について

6 報告事項

令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について

7 閉 会

資料 1

第22期第29回高知海区漁業調整委員会

第1号議案

令和6管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の
設定について

6高漁管第219号

高知海区漁業調整委員会 様

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から翌年6月30日まで）における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮詢します。

令和6年6月5日

高知県知事 濱田 省司

告 示

高知県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和6年6月一日

高知県知事 濱田 省司

まさば及びごまさば太平洋系群

現行水準

告 示

○令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（まさば及びごまさば太平洋系群）

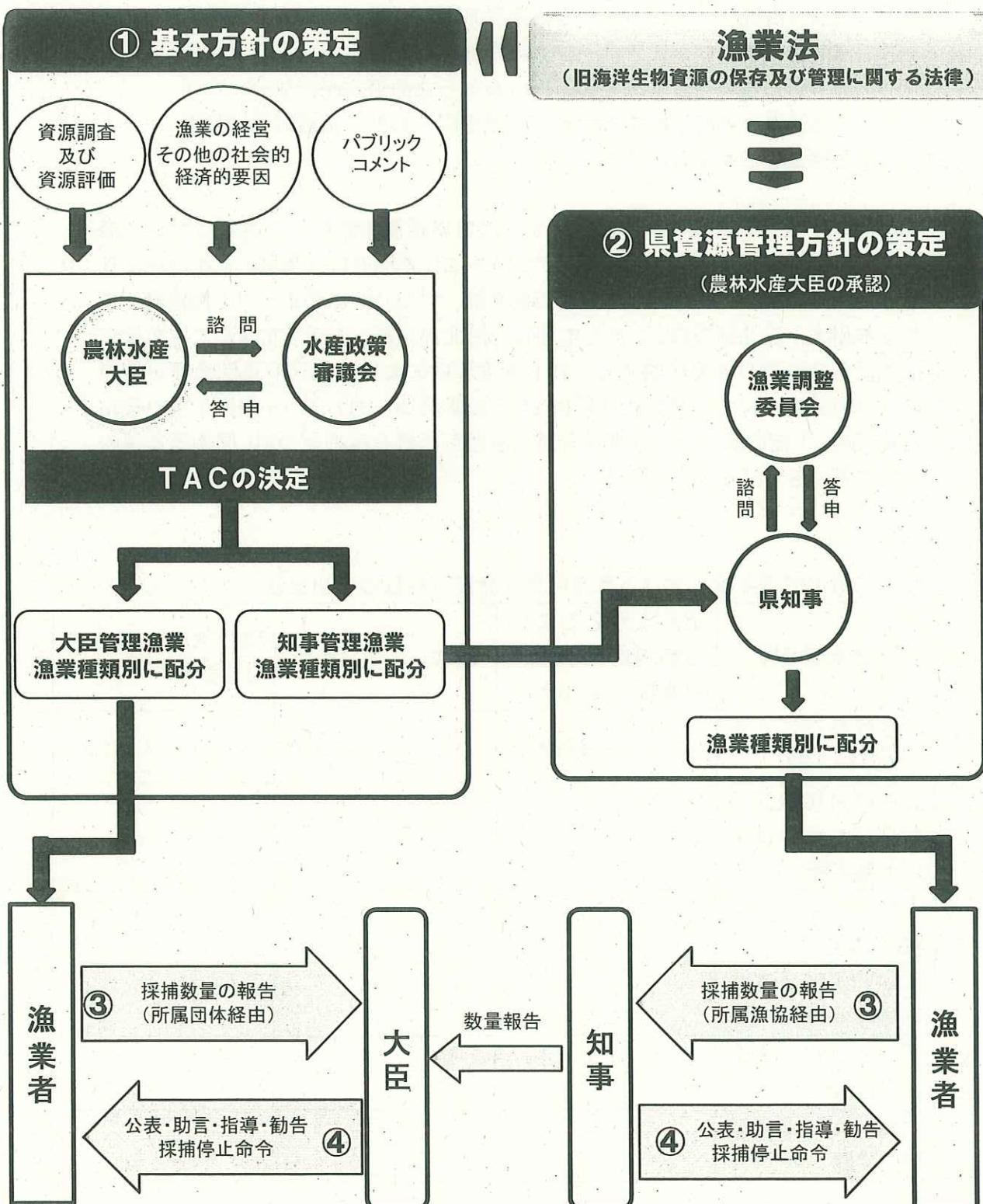
（漁業管理課）

TAC制度(Total Allowable Catch)とは

資源の水準と漁獲量とのバランスをとることにより、いつまでも漁業の対象として利用し続けられるようにするため、魚種毎に漁獲できる総量を定めて資源の維持、回復を図ろうとする制度。

T A C : 漁獲できる総量（漁獲可能量）

県資源管理方針変更・決定の流れ



令和6年5月13日

高知県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	1.65%	4,660
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホ一 ツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群			
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			

(参考)

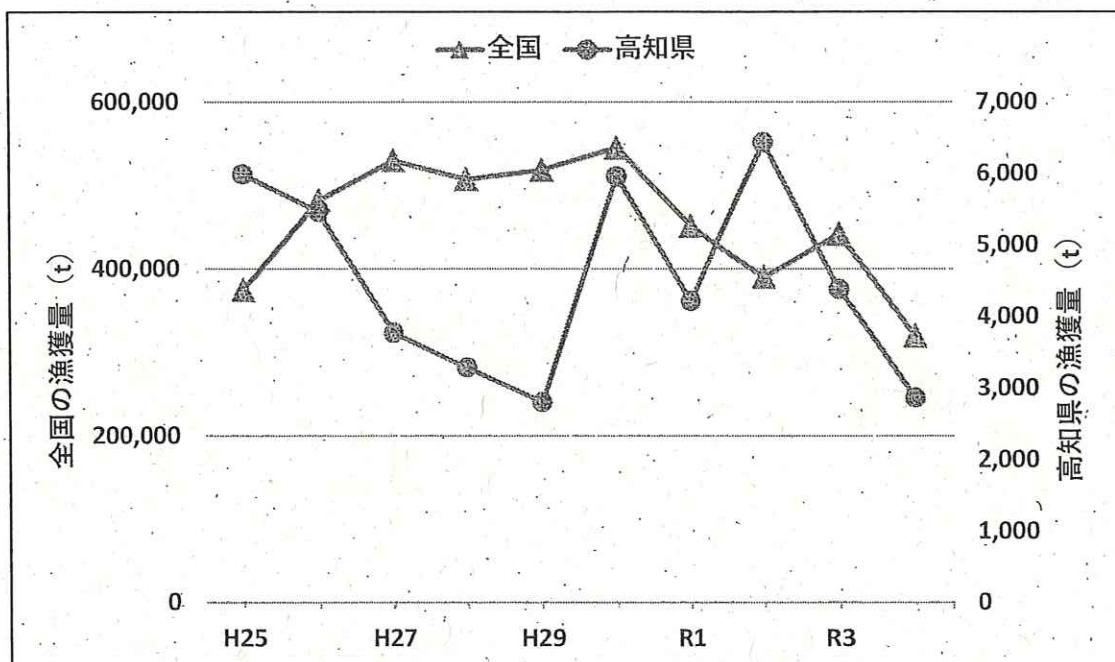
まさば及びごまさばの漁獲量（漁業・養殖業生産統計）

(1) 令和4年の全国の漁獲量（上位10都道府県）

都道府県	漁獲量	全国比	順位
長崎	70,903	22.2%	1
茨城	33,928	10.6%	2
宮城	33,827	10.6%	3
北海道	23,770	7.4%	4
岩手	20,924	6.5%	5
静岡	18,840	5.9%	6
島根	15,764	4.9%	7
三重	14,114	4.4%	8
石川	12,355	3.9%	9
宮崎	12,146	3.8%	10
高知	2,868	0.9%	19
その他	60,305	18.9%	
全国	319,744	100.0%	

(2) 過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量

	高知	全国	全国比
H25	5,993	374,954	1.6%
H26	5,461	481,783	1.1%
H27	3,775	529,977	0.7%
H28	3,292	507,271	0.6%
H29	2,806	518,848	0.5%
H30	5,962	545,235	1.1%
R1	4,213	451,567	0.9%
R2	6,435	390,296	1.6%
R3	4,384	441,837	1.0%
R4	2,868	319,744	0.9%



漁業法

発令：昭和24年12月15日号外法律第267号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和4年6月17日]

第一款 漁獲可能量等の設定

(農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)

第十五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
 - 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）
 - 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。）
- 2 農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。
 - 一 資源水準の値が目標管理基準値を下回つている場合（次号に規定する場合を除く。）は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 二 資源水準の値が限界管理基準値を下回つている場合は、農林水産大臣が定める第十二条第一項第二号の計画に従つて、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 三 資源水準の値が目標管理基準値を上回つている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。
- 四 第十二条第二項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。
- 5 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 前三項の規定は、第一項各号に掲げる数量の変更について準用する。

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

資料2

第22期第29回高知海区漁業調整委員会

第2号議案

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又は
ちょうたろうの採捕に係る委員会指示について

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第一号

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和6年月日に、次のとおり指示した。

令和6年月日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（定義）

- 1 この指示において、「ちゃんばら」とはすいしょうがい科まがきがいを、「ちょうたろう」とはいたやがい科ひおうぎをいう。

（採捕の制限）

- 2 野見湾及び須崎湾の周辺海域において、3に定める制限区域内では、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であつて高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

（1）試験研究の用に供しようとする者

（2）委員会が特に認めた者

（制限区域）

- 3 ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

（1）点の位置

点ア 須崎市久通觀音崎共同漁業権境界基点

点イ 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点

点ウ 須崎市戸島高瀬

点エ 須崎市久通沖の瀬漁場基点

点オ 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

点カ 須崎市角谷崎高瀬共同漁業権境界基点

点キ 須崎市角谷岬突端

点ク 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点

点ケ 点オから点カを見通した線から左に104度23分の線と点カから点オを見通した線から右に44度19分の線との交点

点コ 点オから点カを見通した線から左に85度56分の線と点カから点オを見通した線から右に49度2分の線との交点

点サ 点オから点カを見通した線から左に27度15分の線と点カから点オを見通した線から右に87度37分の線との交点

点シ 点オから点カを見通した線から左に4度40分の線と点カから点オを見通した線から右に132度36分の線との交点

(2) 区域

ア 区域1（第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域）

点アから点エを見通した線から右に72度2分の線及び点イウを結ぶ直線の延長線により区切られた海域中点アイ間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに戸島、神島及び中ノ島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

イ 区域2（第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域）

点イウを結ぶ直線の延長線及び点クから磁針方位125度0分の線により区切られた海域から点ケコ、点コサ、点サシ及び点シキを結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中点イケ及び点キク間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

（殻長の制限）

- 4 2のただし書による委員会の採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けた者であっても、殻長4センチメートル未満のちゃんばら又は殻長8センチメートル未満のちょうたろうを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。

（承認証の携帯）

- 5 採捕の承認を受けた者は、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕しようとするときは、委員会が発行する当該採捕の承認に係る承認証を自ら携帯しなければならない。

（報告書の提出）

- 6 採捕の承認を受けた者は、当該採捕の承認に係る承認期間の終了後速やかに、ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

（採捕の承認の取消し）

- 7 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）に違反してちゃんばら又はちょうたろうを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、採捕の承認を取り消すことができる。

（事務の取扱い）

- 8 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認に関する事務取扱要領によるものとする。

（指示の有効期間）

- 9 この指示の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。

高知海区漁業調整委員会指示

○野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又は
ちょうたろうの採捕に係る指示

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちやんばら又はちょうたろうの採捕に係る指示 新旧対照表（案）

新	旧
<p>高知海区漁業調整委員会指示第 号</p> <p>野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちやんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和6年月日に次のとおり指示した。</p> <p>令和6年月日 高知海区漁業調整委員会会長 木下 清</p> <p>1、2 (略)</p> <p>(制限区域)</p> <p>3 ちやんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 区域 ア 区域1 (第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域)</p> <p>ア 区域2 (第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域)</p>	<p>高知海区漁業調整委員会指示第84号</p> <p>野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちやんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和3年6月21日に次のとおり指示した。</p> <p>令和3年7月20日 高知海区漁業調整委員会会長 前田 浩志</p> <p>1、2 (略)</p> <p>(制限区域)</p> <p>3 ちやんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 区域 ア 区域1 (第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域)</p> <p>ア 区域2 (第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域)</p>
	<p>-4-</p>

<p>(削除)点イウを結ぶ直線の延長線及び点クから磁針方位125度0分の線により区切られた海域から点ケユ、点コサ、点サシ及び点シキを結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中点イケ（削除）及び点キク間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域</p>	<p>4～8 (略)</p>	<p>(指示の有効期間) この指示の有効期間は、令和3年9月1日から令和6年8月31日までとする。</p> <p>9 この指示の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。</p>
<p>点オカを結ぶ直線の延長線、点イウを結ぶ直線の延長線及び点クから磁針方位125度0分の線により区切られた海域から点ケユ、点コサ、点サシ及び点シキ間及び点キク間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域</p>	<p>4～8 (略)</p>	<p>(指示の有効期間) この指示の有効期間は、令和3年9月1日から令和6年8月31日までとする。</p>

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又は
ちょうたろうの採捕の承認に関する事務取扱要領（案）

令和6年 月 日付け高知海区漁業調整委員会指示第 号の採捕の承認に関する事務取扱
要領は、次のとおりとする。

1 承認の対象

ちゃんばら又はちょうたろうの採捕について高知海区漁業調整委員会（以下、「委員会」という）が特に認めた者とは、高知県漁業協同組合（久通支所）、大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合のいずれかに所属し、ちゃんばら又はちょうたろうを対象とする漁業を営む組合員で、所属する漁業協同組合（以下「漁協」という）が適当と認めた者とする。

2 承認の有効期間

採捕の承認の有効期間は3年以内とする。

3 承認の申請

ちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認を受けようとする者は、別記第1号様式による承認申請書に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 所属漁協組合長の副申書

4 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、別記第2号様式の承認証を交付する。

5 報告書の提出

委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間の終了後速やかに、ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る報告書を別記第3号様式により委員会に提出しなければならない。

6 承認証の書換え交付の申請

採捕の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記第4号様式による申請書を提出して、委員会に承認証の書換え交付を申請しなければならない。

7 承認証の再交付の申請

採捕の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにその理由を付して別記第5号様式により委員会に再交付を申請しなければならない。

8 承認の条件

- (1) 操業時間は日の出から日の入までとする。
- (2) 蛸長4センチメートル未満のちゃんばら又は殻長8センチメートル未満のちょうたろうを採捕してはならない。
- (3) 潜水器（簡易潜水器を含む）を使用してちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。
- (4) 承認を受けた者以外は、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。

(附則)

この要領は令和6年 月 日から施行する。

(第1号様式)

ちゃんばら又はちょうたろう採捕承認申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

ちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 採捕区域

2 採捕期間

3 使用する船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 船舶総トン数 トン

(4) 推進機関の種類 及び馬力数 (kW・馬力)

(第2号様式)

高調第 号

ちゃんばら又はちょうたらう 採捕承認証

住 所
氏 名

1 採捕区域

2 採捕期間 月 日 から 月 日 まで

3 船 舶

(1) 船 名 丸
(2) 漁船登録番号 KO
(3) 総トン数 トン
(4) 推進機関の種類
及び馬力数 馬力・kW

5 有効期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

6 条件 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会

会長

(第3号様式)

令和 年月日

高知海区漁業調整委員会長 様

承認番号 高調第 号

住 所

氏 名

ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る報告書

(令和 年9月1日から令和 年8月31日まで)

月	延操業日数 (日)	ちゃんばら		ちょうたろう	
		漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg・個)	漁獲金額 (円)
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
合計					

(第4号様式)

ちゃんばら又はちょうたろう採捕承認証書換え交付申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

下記によりちゃんばら又はちょうたろう採捕承認証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 書換えようとする事項

項目	現在の承認証記載事項	書換えようとする内容

(第5号様式)

ちゃんばら又はちょうたろう採捕承認証再交付申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

ちゃんばら又はちょうたろう採捕承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 承認年月日

3 船名及び登録番号

4 亡失（き損）の理由

誓 約 書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会長 様

住 所

生年月日 T・S・H 年 月 日
氏 名

今般、ちゃんばら又はちようたろう採捕の承認を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 承認の条件を遵守し、絶対に違反操業はいたしません。
- 2 違反操業をした場合は、承認を取消されても異議はありません。
- 3 県の漁業取締員の指示については、これに従います。
- 4 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちやんばら又はちようたろうの採捕に係る
高知海区漁業調整委員会指示区域（概略）

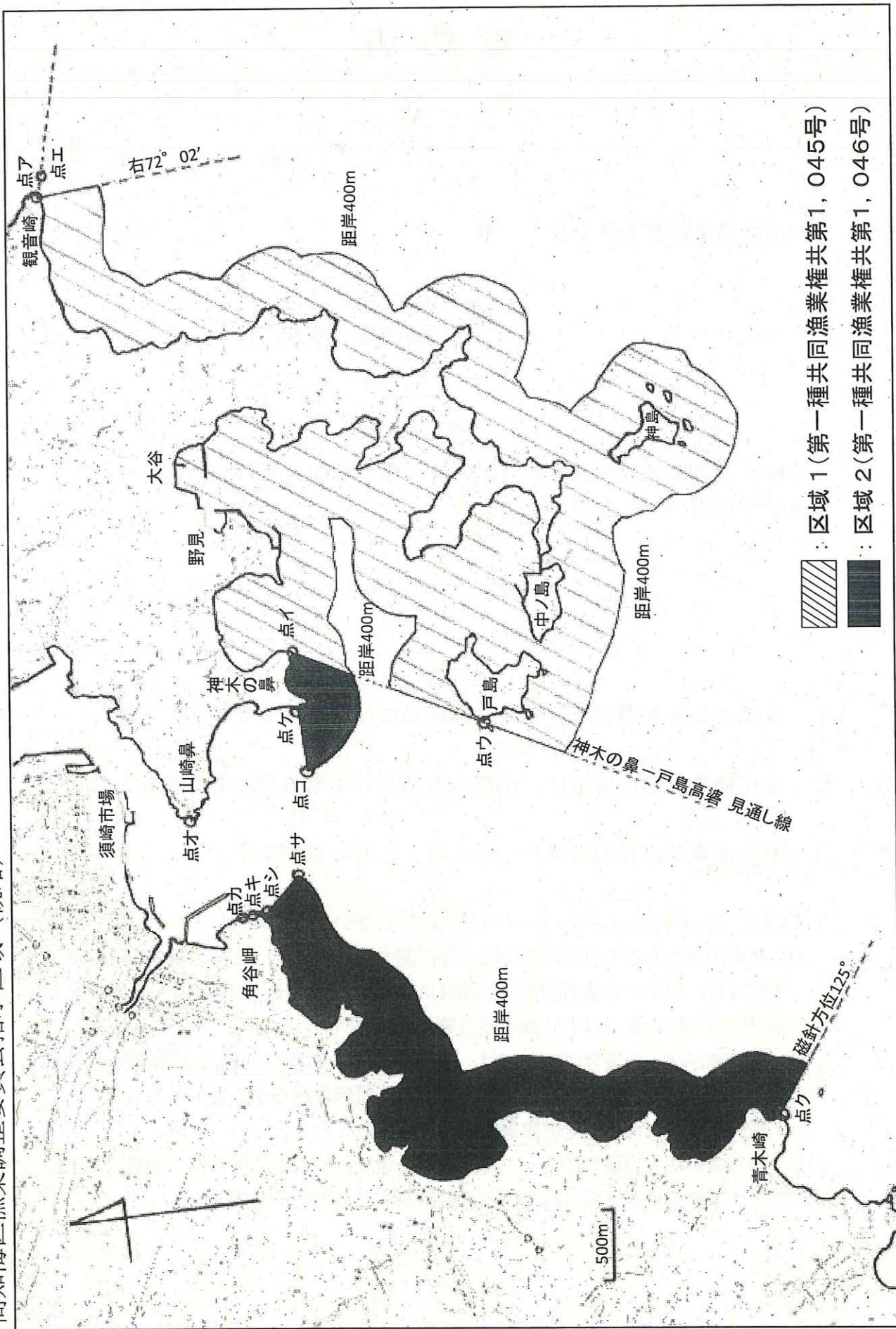


表1 野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら及びちようたろうの水揚実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
ちゃんばら (kg)	3,715	4,071	3,983	3,872	3,275	1,964	1,158	1,799
ちようたろう (個)	7,101	12,952	8,262	393	571	737	1,235	1,796
ちゃんばら (円)	6,050,455	7,008,440	6,685,939	6,916,433	5,987,456	2,140,927	2,668,822	4,361,951
ちようたろう (円)	805,917	1,347,852	879,577	43,607	60,624	69,568	163,580	243,377
合計 (円)	6,856,372	8,356,292	7,565,516	6,960,040	6,048,080	2,210,495	2,832,402	4,605,328
承認件数	32	32	32	31	31	31	34	34

※漁獲数量・金額は9月1日～翌年8月31日までの計、承認件数は9月1日時点

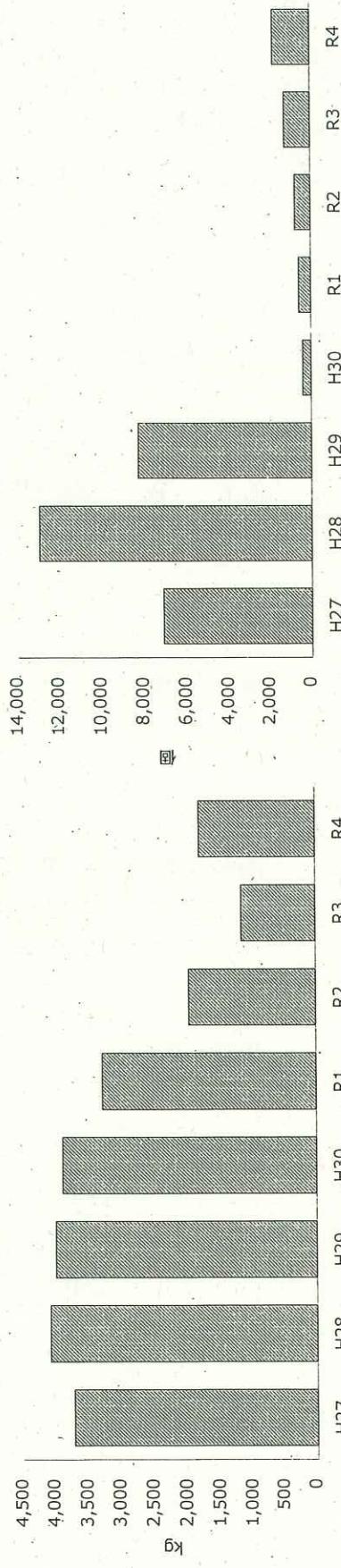


図1 ちゃんばらの水揚量 (kg) の推移

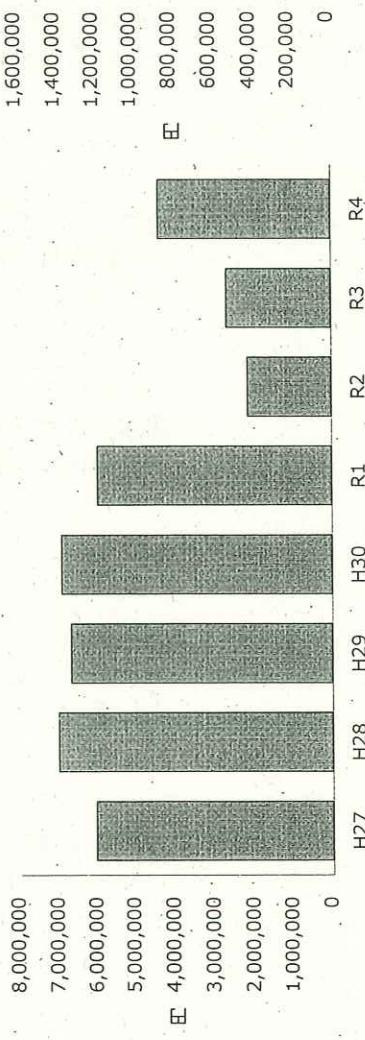


図2 ちようたろうの水揚量 (kg) の推移

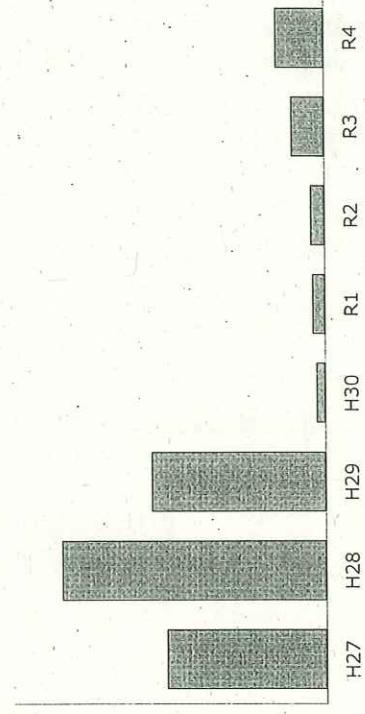


図3 ちゃんばらの水揚金額の推移

図4 ちようたろうの水揚金額の推移

要 望 書

日頃は漁業協同組合の運営に格段のご指導ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、須崎市野見湾周辺では、地元漁業者が素潜りでちょうたろう（ヒオウギ）やちゃんばら（マガキガイ）などの貝類を採捕しています。これらのほとんどは地元市場に水揚げされ、年間 1,000 万円以上の水揚高があり、地元にとって大変重要な漁種のひとつとなっております。しかし、近年では遊漁者や他地区の漁業者がちょうたろうやちゃんばらを採捕していることから、地元漁業者との間で漁業調整上のトラブルや、乱獲による両種の資源量の減少が危惧されています。

こうしたことから、平成 27 年より、委員会指示を発動していただいているところです。

つきましては、漁業調整上のトラブルや乱獲による資源の減少を防止するため、これまでと同様に殻長 8 センチメートル未満のちょうたろう及び殻長 4 センチメートル未満のちゃんばらと殻長の制限を設けるとともに裏面で示した海域におけるちょうたろう及びちゃんばらの採捕を引き続き制限していただきたく要望いたします。

令和 6 年 5 月 24 日

高知海区漁業調整委員会長 木下 清 様

野見漁業協同組合
代表理事組合長

西山 慶



大谷漁業協同組合
代表理事組合長

濱口 一義



高知県漁業協同組合
代表理事組合長

澳本 健也



錦浦漁業協同組合
代表理事組合長

中川 幸成



須崎釣漁業協同組合
代表理事組合長

笹岡 博

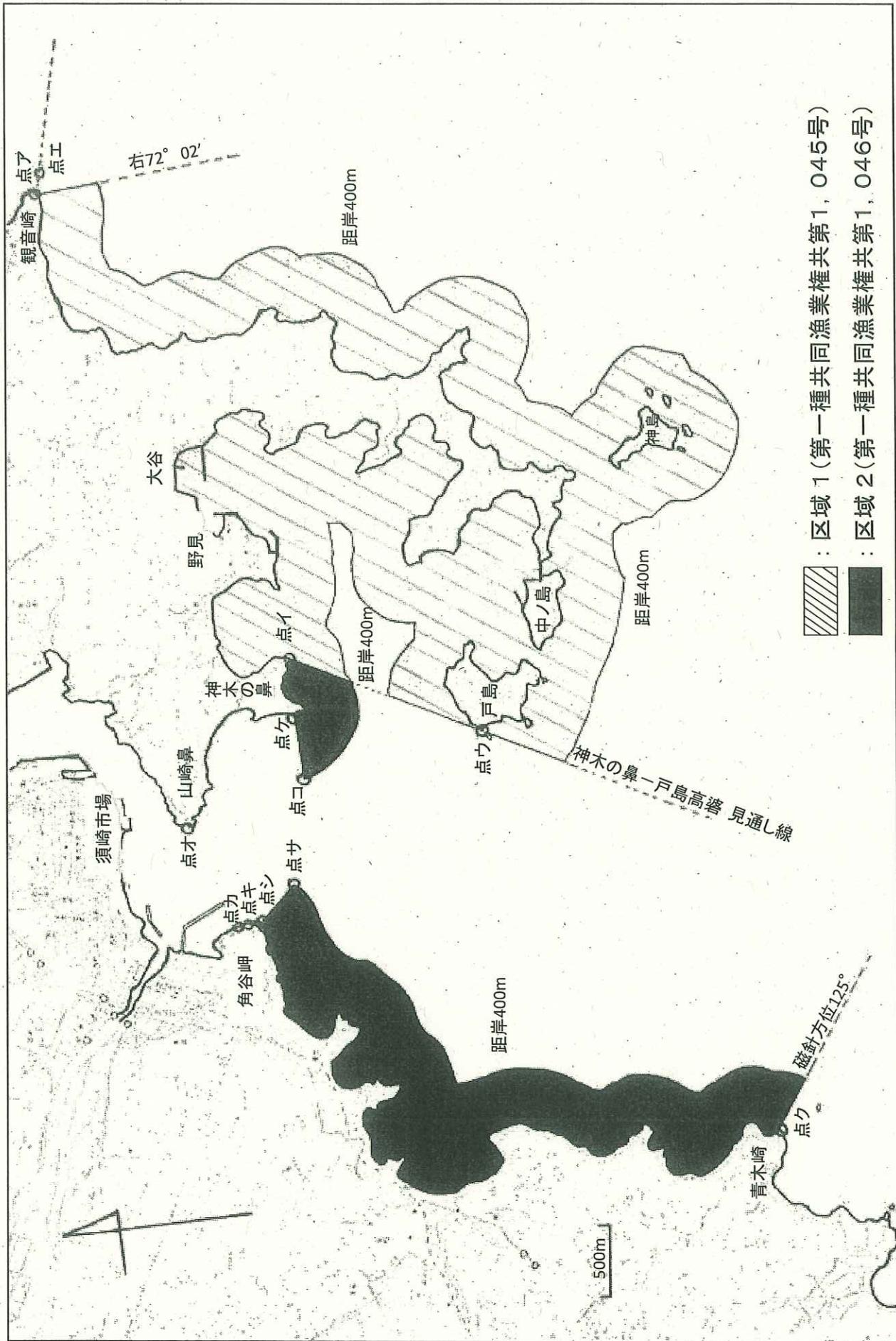


須崎町漁業協同組合
代表理事組合長

和田 義光



須崎市野見湾周辺海域におけるちようたろう及びちやんばらの採捕制限を要望する区域



第22期第29回高知海区漁業調整委員会

報告事項

令和6管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について

告 示

高知県告示第404号の2

令和6年3月高知県告示第251号（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和6年6月4日

高知県知事 濱田 省司

2中「68.0トン」を「89.3トン」に改め、2の(1)のア中「4.8トン」を「6.312トン」に改め、2の(1)のイ中「0.1トン」を「0.121トン」に改め、2の(1)のウ中「16.8トン」を「22.061トン」に改め、2の(1)のエ中「9.4トン」を「12.340トン」に改め、2の(2)中「5.5トン」を「7.225トン」に改め、2の(3)のア中「12.5トン」を「16.419トン」に改め、2の(3)のイ中「2.0トン」を「2.639トン」に改め、2の(3)のウ中「11.8トン」を「15.485トン」に改め、2の(3)のエ中「5.1トン」を「6.698トン」に改める。

3中「15.2トン」を「16.1トン」に改め、3の(1)のア中「0.7トン」を「1.138トン」に改め、3の(1)のウ中「0.2トン」を「0.0トン」に改め、3の(1)のエ中「1.8トン」を「1.719トン」に改め、3の(2)のア中「7.0トン」を「7.416トン」に改め、3の(2)のイ中「1.4トン」を「1.481トン」に改め、3の(2)のウ中「2.7トン」を「2.861トン」に改め、3の(2)のエ中「1.4トン」を「1.485トン」に改める。

新	高知県告示第404号の2	新旧対照表
1 略		
2 くろまぐろ (30キログラム未満の小型魚に限る。)		
(1) 漁船漁業 (養殖用種苗を除く。) にあつては、 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、 <u>6.312</u> トン 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、 <u>0.121</u> トン 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、 <u>22.061</u> トン 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、 <u>12.340</u> トン		
(2) 漁船漁業 (養殖用種苗に限る。) にあつては、 令和6年4月1日から同年9月30日までの間は、 <u>7.225</u> トン		
(3) 定置漁業にあつては、 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、 <u>16.419</u> トン 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、 <u>2.639</u> トン 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、 <u>15.485</u> トン 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、 <u>6.698</u> トン		
3 くろまぐろ (30キログラム以上の大型魚に限る。)		
(1) 漁船漁業にあつては、 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、 <u>1.138</u> トン 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、 <u>0.0</u> トン 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、 <u>0.0</u> トン 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、 <u>1.719</u> トン		
(2) 定置漁業にあつては、 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、 <u>7.416</u> トン 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、 <u>1.481</u> トン 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、 <u>2.861</u> トン 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、 <u>1.485</u> トン		
1 略	高知県告示第251号	旧
2 くろまぐろ (30キログラム未満の小型魚に限る。)	68.0トン。ただし、 アイウエー	
(1) 漁船漁業 (養殖用種苗を除く。) にあつては、 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、 <u>4.8</u> トン 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、 <u>0.1</u> トン 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、 <u>16.8</u> トン 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、 <u>9.4</u> トン		
(2) 漁船漁業 (養殖用種苗に限る。) にあつては、 令和6年4月1日から同年9月30日までの間は、 <u>5.5</u> トン		
(3) 定置漁業にあつては、 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、 <u>12.5</u> トン 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、 <u>2.0</u> トン 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、 <u>11.8</u> トン 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、 <u>5.1</u> トン		
3 くろまぐろ (30キログラム以上の大型魚に限る。)	15.2トン。ただし、 アイウエー	
(1) 漁船漁業にあつては、 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、 <u>0.7</u> トン 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、 <u>0.0</u> トン 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、 <u>0.2</u> トン 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、 <u>1.8</u> トン		
(2) 定置漁業にあつては、 アイウエー	令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、 <u>7.0</u> トン 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、 <u>1.4</u> トン 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、 <u>2.7</u> トン 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、 <u>1.4</u> トン	



6水管第735号
令和6年5月31日

高知県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (高知県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ（小型魚） ※不等量交換	75.5トン	75.5トン
くろまぐろ（大型魚） ※不等量交換	16.8トン	16.8トン
くろまぐろ（小型魚） ※追加配分	75.5トン	96.8トン
くろまぐろ（大型魚） ※追加配分	16.8トン	17.7トン

○高知県資源管理方針 一部抜粋

融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量のすべてを、以下の表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

また、高知県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業及び高知県くろまぐろ（大型魚）定置漁業間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。

くろまぐろ（小型魚）

表 管理区分別の割合

	4月から6月まで	7月から9月まで	10月から12月まで	1月から3月まで
漁船漁業（養殖用種苗以外）	7.1%	0.1%	24.7%	13.8%
漁船漁業（養殖用種苗）		8.1%		
定置漁業	18.4%	3.0%	17.3%	7.5%

くろまぐろ（大型魚）

表 管理区分別の割合

	4月から6月まで	7月から9月まで	10月から12月まで	1月から3月まで
漁船漁業	4.8%	0%	1.1%	11.5%
定置漁業	46.2%	9%	17.9%	9.5%

令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の追加配分について

小型魚

(t)

	当初配分量	75.5
	留保分	7.5
	知事管理漁獲可能量	68.0
	追加配分量	21.3
	知事管理漁獲可能量（追加後）	89.3
	知事管理漁獲可能量（追加後）+留保分	96.8

	当初			追加配分割合			追加配分量(t)			変更後		
	分配割合	a 漁獲可能量(t)	漁船漁業 (養殖用種苗 以外)	a+b 追加配分後漁獲可能量								
4~6月	7.1%	8.1%	18.4%	4.800	5.5	12.500	7.1%	8.1%	18.4%	1.512	1.725	3.919
7~9月	0.1%	3.0%	0.100	2.000	0.1%	2.000	0.1%	0.1%	3.0%	0.021	0.639	0.121
10~12月	24.7%	17.3%	16.800	11.800	24.7%	11.800	17.3%	17.3%	5.261	3.685	22.061	15.485
1~3月	13.8%	7.5%	9.400	5.100	13.8%	5.100	7.5%	7.5%	2.940	1.598	12.340	6.698
合計	45.7%	8.1%	46.2%	31.1	5.5	31.4	45.7%	8.1%	46.2%	9.734	1.725	9.841
	100.0%			68.0			100.0%			21.300		89.300

令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の追加配分について

大型魚

(t)

	当初配分量	16.8
	留保分	1.6
	知事管理漁獲可能量	15.2
	追加配分量	<u>0.9</u>
	知事管理漁獲可能量（追加後）	16.1
	知事管理漁獲可能量（追加後）+留保分	17.7

漁獲量が知事管理漁獲可能量を超えたため、
実際の漁獲量（1.138t）を告示します。

漁船漁業	配分割合		配分割合		追加配分割合		変更後	
	漁船漁業	定置漁業	漁船漁業	定置漁業	漁船漁業	定置漁業	漁船漁業	定置漁業
4～6月	4.8%	46.2%	0.700	7.000	4.8%	46.2%	4.8%	46.2%
7～9月	0.0%	9.0%	0.000	1.400	0.0%	9.0%	0.0%	9.0%
10～12月	1.1%	17.9%	0.200	2.700	1.1%	17.9%	1.1%	17.9%
1～3月	11.5%	9.5%	1.800	1.400	11.5%	9.5%	11.5%	9.5%
合計	17.4%	82.6%	2.7	12.5	17.4%	82.6%	17.4%	82.6%
	100.0%		15.2		100.0%		100.0%	

4～6月 漁獲可能量：0.7t

4～6月 漁獲実績：1.138t

4/3～6/30まで、採捕停止命令発令

4～6月の漁獲量が知事管理漁獲可能量を超過したため、当該超過数量を7～9月、
10～12月、1～3月の追加配分後の知事管理漁獲可能量から差し引きます。

4～6月漁獲実績：1.138t

超過数量：0.743 - 1.138 = 0.395t

7～9月漁獲可能量：0 - 0.395 = -0.395t (告示は0t)

10～12月漁獲可能量：0.210 - 0.395 = -0.185t (告示は0t)

1～3月漁獲可能量：1.904 - 0.185 = 1.719t